

令和 6 年度 大阪市防災会議 会議録

1 日時

令和 7 年 3 月 28 日（金） 15 時 00 分～16 時 10 分

2 場所

ホテルプリムローズ大阪

3 出席者

資料 A「大阪市防災会出席者名簿」参照

4 議題

大阪市地域防災計画の修正について

5 議事要旨

◇議題の説明

【大阪市長(会長)】

大阪市地域防災計画の修正案について説明願う。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

(資料 1 に基づき説明)

◇委員からの意見、事務局コメント等

【廣井委員（東京大学）】

(委員欠席のため、大阪市危機管理監より委員意見を代読)

能登半島地震では、マグニチュード 7.6、最大震度 7 の影響で浄水場や上下水道が被災し、水の確保が課題となった。

今回の計画修正にある下水処理水や井戸水の活用も必要ではあるが、上下水道施設の耐震化等による機能維持が最も重要である。

木造住宅密集地域などの延焼危険性が高い場所で優先的に耐震化するなどの工夫も必要と考える。耐震化率自体を上げるため、防災・消防側からも声を出していく必要がある。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

上下水道施設の耐震化については重要な予防対策として認識している。

現計画では、災害拠点病院等の重要施設 127 施設に接続する管路等の耐震化について、まずは南海トラフ巨大地震に備えた整備を令和 17 年度末、上町断層帯地震に備えた整備は令和 29 年度末までに完了する予定としている。

これら既存の耐震化計画に基づき、能登半島地震を踏まえ当面 5 箇年の目標や取組内容を「大阪市上下水道耐震化計画」としてとりまとめ、本年 2 月に公表した。計画の最終年度である令和 11 年度末時点では、南海トラフ巨大地震に備えた整備は、全体 127 施設のうち、50 施設が完了する予定としている。

あわせて応急復旧対策として、上下水道部局が連携し、既存の計画やマニュアルの修正を行い、早期復旧が図れるよう取り組んでいる。

密集市街地等の延焼の危険性が高い場所については、「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づき、延焼遮断等を図るための都市計画道路の整備、建物の不燃化を図るための老朽住宅の除却や建て替えの促進に取り組んでいる。

【馬場委員（兵庫県立大学）】

能登半島地震では、緊急輸送道路が被害し支援物資の輸送でかなり支障がでていた。地域への物資搬入で、フォークリフトやパレットがなく重い物資を手作業で運ばざるを得ず、かなりの人出をとられたと聞いている。

南海トラフ巨大地震でも同様の問題が発生する可能性がある。大阪の場合、緊急輸送道路の啓開体制はかなりできていると思われるが、基幹道路から地域への物資輸送の考え等を伺いたい。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

本市の備蓄拠点について、民間物流倉庫も備蓄拠点として使用できるよう、複数の事業者と荷役作業等を含め協定を締結し、非常時には、備蓄機能や交通アクセス機能等が確保できる倉庫を選定し使用することとしている。

また、被害状況に応じて、自衛隊への要請や協定によるドローンの活用による搬入方法などを検討することとしている。

【重川委員（常葉大学）】

3 点ほど意見をさせていただく。

1 点目、今回の修正は主に行政が行うことが追加されているが、災害への対応は行政だけでとても担っていけるものではない。例えばペットの同行避難は、飼い主がペットの安全をしっかり守ってやる必要があり、そのための躰をしたり一時的に身を寄せる場所を自分で考えておく必要がある。また、多くの災害対応を抱えている時に、帰宅困難者に市職員の手を割くことはあまりできないと思う。

2 点目、在宅避難者や遠隔地避難者の所在把握等は非常に労力がかかる。東日本大震災では、行政が被災者支援情報を出した時に多くの避難者からのアクセスがあり所在地等の情報が得られた例がある。こうした方法による所在把握をアプリ等を活用して行うのも有効であると思う。

3 点目、今回の計画修正にある応援職員用の宿泊場所や執務スペースを確保できるよう

にしておくことは大切であるが、加えて、市職員と応援職員の業務分担を明確にし、市職員がコアな業務を主体的に行えるよう事前に準備しておくことが重要である。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

1点目のペットの同行避難や帰宅困難者について、自助や共助による対応は重要である。市民や企業等への啓発等の取り組みを行っているところであり、地域防災計画においても自助・共助による対応を記載している。ペットの同行避難については、「避難所開設運営ガイドライン」や現在作成中の「ペット同行避難対応ガイドライン」で詳細内容を記載している。帰宅困難者対策については、事業者による一斉帰宅の抑制や、帰宅困難者の受け入れ、必要な情報の発信、鉄道事業者による駅利用者の保護、避難場所への案内などの取り組みが重要であり、平時から事業者への啓発や訓練等を実施している。

2点目の遠方避難者等の所在把握について、現在は避難者自身からの連絡による所在把握を行っているのが実態であり、今後は、国のガイドラインや他都市の事例を参考にDX化を進める等の対応に努めていく。

3点目の他の自治体からの受援について、外部からの支援の受け入れ体制や受援対象業務、応援要請等の手続きを明確にし、大阪市の方で主体的に効率的な人員体制確保の取り組みを進めていく。

【宮野委員（大阪公立大学）】

3点ほど意見をさせていただく。

1点目、能登半島地震では広い範囲で液状化現象が見られ認識を新たにしたところであるが、大阪市でも広い範囲で液状化による被害が想定されている。液状化により下水道施設が損傷し、常時使用するトイレだけでなく、非常時のマンホールトイレも使えなくなる事態も想定される。こういった状況も想定したトイレの準備も必要だと考える。

2点目、被災者支援システムの更新について、端末を使った記録やシステムによる自動計算、被害状況の一括反映等は、罹災証明の迅速な発行にも効果があり、システムの汎用性等により、他都市からの応援職員がシステムを使用する際に迅速に対応ができると思う。一方、これまでデジタルカメラ等で被災場所を撮影していたが、今回はタブレット端末で撮影し自動計算するシステムになるので、建物の柱や基礎などの重要な部位を担当者がこれまで以上にしっかりと認識し撮影しなければ、自動計算の正確性が望めなくなる。そのための訓練の実施や、マニュアル等の作成が必要である。

3点目、今年で団塊の世代が全て後期高齢者になることもあり、いわゆる災害弱者とされる高齢者の被害あるいは避難生活での問題がますます大きくなってくると思われる。そういった時代背景を踏まえた中長期的な対処、対策について考えるような視点を持っていただきたい。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

1 点目のトイレの準備について、資料 1 で参考に紹介したが、1 人 1 日当たり 5 回の排泄を満たす排便処理セットを今年度の補正予算で追加購入している。マンホールトイレ等が使用できない場合でも、こうした備蓄している簡易トイレや組み立て式の仮設トイレなどで対応していくこととしている。

2 点目のタブレット等を活用したシステムに関する意見について、被害認定調査の方法等に関する詳細な知識が必要であり、これまで職員向け研修を実施している。今後はタブレット端末等を用いた操作研修をあわせて行う等、より円滑な被害認定調査の実施や罹災証明書の迅速な発行ができるよう研修の充実強化に努めていく。

3 点目の高齢者生活の復興に関する意見について、地域防災計画では、大規模災害が発生した際に市域が壊滅的な状況となり総合的な復興が必要と認める場合には、市災害対策本部が復興の総合調整を行い、各部が関係機関と連携し復興計画を策定することとしている。

また復興の対象は、市街地の再建だけでなく、市民生活の再建も視野に入れて取り組むこととしており、復興計画の策定にあたり、社会情勢等、高齢者生活の再建を視野に入れるなど、中長期的な視点をもって取り組んでいきたいと考える。

避難生活が長期間にわたる場合、避難所の運営については、高齢者の方等を考慮して、避難所の衛生状態や、避難者の健康状態を把握して、栄養バランスのとれた温かい食事の提供や換気、寒さ対策等、避難所の環境改善に努めるとともに、避難所生活が困難な方の避難先として、民間宿泊施設を活用できるよう施設の事業者等との協定締結の拡充を進めていく。

【田中委員（国土地理院）】

自然災害伝承碑について、今回関連事項の記述を行っていただいた。自然災害伝承碑は市民の防災力の向上であるとか、防災教育の素材になるといった面でも有益だと思っている。

現在大阪市では自然災害伝承碑は 8 基登録済みであるが、登録候補となる自然災害伝承碑が更に 50 基以上あると把握している。今回の計画修正を機会に、登録申請を進めていただけるようお願いしたい。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

自然災害伝承碑は大阪市内にも多く、候補があるということは認識している。

登録申請にあたっては、伝承内容や伝承碑の所有者の調査が必要になる等の課題があり、その課題を解決した上で登録に向け取り組んでいきたい。

【田中委員代理（大阪管区气象台 防災部長）】

地域防災計画に反映した今後の検討内容や計画実施にあたっての関連事項の 2 点について情報提供する。

1 点目、防災気象情報の体系整備について、現在、気象庁は 5 段階の警戒レベルを明記して防災気象情報の提供を行っているが名称が複雑でわかりにくいといった指摘を受けている。受け手側にわかりやすいシンプルな体系、名称という形に整理を進めており令和 8 年度の出水期からの運用をめざしている。

2 点目、防災知識の普及啓発について、気象台では、地震、津波など気象に関する防災知識の普及啓発を行っており、講演やワークショップ等の活動を行っている。市民や職員向けの防災知識普及啓発の取り組みがあれば、ぜひ協力したいので遠慮なく声を掛けていただきたい。

【植本委員（高齢社会をよくする女性の会・大阪）】

避難者の視点から計画修正に関連した感想を述べたい。

石川県では 2013 年頃から女性防災士の育成を行っており、女性防災士のいる避難所とそうでない避難所では、運営や生活の質に差があるとの報告がある。大阪市でも女性防災士の視点を取り入れた避難所運営が必要と思う。避難所のトイレについては、スフィア基準に基づき男女比を男性 1 に対して女性 3 で配置をする発想で考えてもらいたい。避難所のスペースについても、スフィア基準に基づき、一人当たり 3.5 m²のスペースを確保できるよう検討が必要であり、内閣府の男女共同参画の避難所チェックリストを活用した点検も必要と考える。防災士を増やすための大阪市としての更なる支援策も検討してほしいと思う。

災害弱者への配慮も必要である。例えば携帯電話を持たない高齢者への情報伝達方法の検討等が必要と考える。また、高層住宅でエレベータが停止すると避難に時間がかかる住民もいるので、在宅避難できるよう支援するような発想もあると思う。よりきめの細かな対応をお願いできればと思う。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

女性視点での避難所の運営など、これまでも取り組んでいるが、ご意見の点につき引き続き取り組んでいきたいと考える。災害弱者への情報伝達のあり方等についても、引き続き検討していきたい。

【廣幡委員代理（大阪府社会保険労務士会 専務理事）】

阪神淡路大震災など過去の災害の経験から、復旧復興に携わる方々の健康被害対策を充実させてほしいと考える。交通手段の復旧、瓦礫撤去、人命救助に関わる方々のために、防じんマスクや安全靴、ヘルメット等の装備を充実する必要があると思う。阪神淡路大震災から約 10 年後の平成 16 年頃からアスベスト被害で中皮腫や肺がんが発症し始めた。

救助活動等に従事した方々が、将来こうした疾病に罹患されることは非常に残念なので、対策を万全にしていきたいと思う。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

救助活動等に従事された方々の環境改善や、備品の提供等のサポートについても今後、関係機関と協力しながら検討していきたい。

【相川委員（特定非営利活動法人NPO政策研究所）】

阪神・淡路大震災時と比べて、世帯や地域の変化、地方公共団体の職員数の減少が気になっており、災害時に出勤、出勤する人を支える仕組みが必要であるとする。自治体の職員研修で感じることは、子育てや介護等の事情で非常時に動きづらい職員が増えていることで、これは医療福祉関係者や保育士、教員、ライフライン復旧要員も同様だろう。

保育所や臨時の託児所・託老所を地域防災拠点等に設け、出勤・出勤する人が安心して災害対応業務を行える仕組みがあればよいと思う。そこに「子どもや高齢者の相手をするボランティアとして来てほしい」と頼めば、避難をためらう人が安全な場所に行く理由にもなる。地域コミュニティ施策として被災地域の住民同士が支え合う仕組みをご検討いただければと思う。

【危機管理室 防災計画担当課長(事務局)】

いただいたご意見について、関係機関と協力しながら取り組んでいきたい。

◇議題の承認

【大阪市長(会長)】

大阪市地域防災計画の修正案について異議はないか。

異議なしとのことで議題について承認させていただく。

◇議事終了